

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細（平成 29 年 3 月 31 日現在）

【普通株式】

1	発行者	株式会社千葉銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP351180009
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社千葉銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
8	連結自己資本比率	214,983 百万円
	単体自己資本比率	214,983 百万円
9	額面総額	—
	表示される科目の区分	
10	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付） 期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

【新株予約権】

1	発行者	株式会社千葉銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社千葉銀行
7	銘柄、名称又は種類	①第1回新株予約権 ②第2回新株予約権 ③第3回新株予約権 ④第4回新株予約権 ⑤第5回新株予約権 ⑥第6回新株予約権 ⑦第7回新株予約権
	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
8	連結自己資本比率	423 百万円
	単体自己資本比率	423 百万円
9	額面総額	—
	表示される科目の区分	
10	連結貸借対照表	新株予約権
	単体貸借対照表	新株予約権
11	発行日	①平成 22 年 7 月 20 日 ②平成 23 年 7 月 20 日 ③平成 24 年 7 月 20 日 ④平成 25 年 7 月 19 日 ⑤平成 26 年 7 月 18 日 ⑥平成 27 年 7 月 17 日 ⑦平成 28 年 7 月 20 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	—
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	—
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	—
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—

35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付） 期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

（契約内容の詳細）

未行使の新株予約権の個数	① 540 個 ② 580 個 ③ 813 個 ④ 668 個 ⑤ 1,027 個 ⑥ 1,157 個 ⑦ 3,654 個
募集新株予約権の払込金額	① 1 個当たり 46,700 円 ② 1 個当たり 44,600 円 ③ 1 個当たり 40,300 円 ④ 1 個当たり 68,600 円 ⑤ 1 個当たり 67,300 円 ⑥ 1 個当たり 91,300 円 ⑦ 1 個当たり 43,300 円
新株予約権を行使することができる期間	① 平成 22 年 7 月 21 日から平成 52 年 7 月 20 日まで ② 平成 23 年 7 月 21 日から平成 53 年 7 月 20 日まで ③ 平成 24 年 7 月 21 日から平成 54 年 7 月 20 日まで ④ 平成 25 年 7 月 20 日から平成 55 年 7 月 19 日まで ⑤ 平成 26 年 7 月 19 日から平成 56 年 7 月 18 日まで ⑥ 平成 27 年 7 月 18 日から平成 57 年 7 月 17 日まで ⑦ 平成 28 年 7 月 21 日から平成 58 年 7 月 20 日まで
新株予約権の行使の条件のうち主なもの	新株予約権者は、上記「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

【第1回無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）】

1	発行者	株式会社千葉銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP351180AE84
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社千葉銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社千葉銀行第1回無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	30,000 百万円
	単体自己資本比率	30,000 百万円
9	額面総額	30,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	平成26年8月29日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成36年8月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
	初回償還可能日及びその償還金額	—
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本全額（一部は不可）を、各社債の金額100円につき100円で償還可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年0.911%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

各社債の金額	100,000,000 円
利息支払日	毎年 2 月末日、8 月 29 日（銀行休業日の場合、前営業日）
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第 102 条第 1 項第 2 号、第 3 号において定義される意味を有するものとする。）、または②特定第二号措置（同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、別に当行が金融庁その他監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定（国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む）がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第2回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）】

1	発行者	株式会社千葉銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP351180AG90
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社千葉銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社千葉銀行第2回無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	10,000 百万円
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	平成28年9月15日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成38年9月15日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	平成33年9月15日 10,000 百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本全額（一部は不可）を、各社債の金額100円につき100円で償還可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	平成33年9月15日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年0.360%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務

36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

各社債の金額	100,000,000円
利率	平成28年9月16日から平成33年9月15日まで 年0.36%の固定金利 平成33年9月15日の翌日以降 6ヵ月ユーロ円LIBOR+0.43%の変動金利(小数点以下第3位切り上げ)
利息支払日	毎年3月15日、9月15日(銀行休業日の場合、翌営業日)
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置(預金保険法第102条第1項第2号、第3号において定義される意味を有するものとする。)、または②特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする。)を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、別に当行が金融庁その他監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定(国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む)がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第3回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）】

1	発行者	株式会社千葉銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP351180BG99
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社千葉銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社千葉銀行第3回無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	10,000 百万円
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	平成28年9月27日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成38年9月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	平成33年9月28日 10,000 百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本全額（一部は不可）を、各社債の金額100円につき100円で償還可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から固定
18	配当率又は利率	年0.360%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無

37	非充足資本要件の内容	—
----	------------	---

(契約内容の詳細)

各社債の金額	1,000,000 円
利率	平成 28 年 9 月 28 日から平成 33 年 9 月 28 日まで 年 0.36%の固定金利 平成 33 年 9 月 28 日の翌日以降 5 年物円スワップのミッド・レート+0.43%の固定金利（小数点以下第 3 位切り上げ）
利息支払日	毎年 3 月 28 日、9 月 28 日（銀行休業日の場合、前営業日）
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第 102 条第 1 項第 2 号、第 3 号において定義される意味を有するものとする。）、または②特定第二号措置（同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、別に当行が金融庁その他監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定（国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む）がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。